

福祉の世界で働くあなたを応援します。



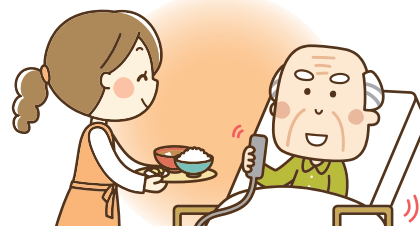
令和3年度 福祉マンパワー事業 人材養成事業

県内の社会福祉施設等の職員の方が、
業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な
研修の受講等をされる場合に、その経費を助成します。

※御本人に助成します。勤務事業所への助成ではありません。

助成上限

5万円



助成対象経費

- 研修受講料(テキスト代含)
- 旅費及び宿泊費



助成例

認知症介護実践研修、保育カウンセラー養成講座、
知的障害者援助専門員養成通信教育 など

※試験の一部免除を目的とした研修、資格更新研修及び
資格取得にかかる受験料は対象になりません。
(例: 本試験、検定試験料、模擬試験のみ等)

募集締切

令和3年

※必着

7月30日 (金)

福祉の世界で働くあなたを応援します。

令和3年度
福祉マンパワー事業

人材養成事業



【申請時の注意】

過去**3年以内**に本事業の助成を受けておらず、助成を受けた後も継続して勤務する予定の方が対象となります。**申請は1人1件**とします。

令和3年4月1日以降に開催され、**令和4年2月4日**までに実績報告が提出できる研修が対象となります。研修受講等の申込み手続き前であっても、受講予定として申請は可能です。

国・山口県の同様な研修助成事業との併用はできません

- ハローワークが実施する教育訓練給付制度
- 介護福祉士実務者研修貸付事業
- 介護人材確保・能力育成事業
- 人材確保・定着化支援事業
- 介護職員初任者研修支援事業 等

予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があった時は選考により決定します。

申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。

yamaguchi-fjc.jp

▶ 助成制度

▶ 福祉マンパワー事業



申請書
提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター

〒753-0072 山口市大手町 9-6 ☎ 083-922-6200

※令和3年6月上旬に新山口駅北口「山口市産業交流拠点施設」に移転予定です。

新住所・新電話番号は上記ホームページにてご確認ください。